

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
がとぎ、
休みの日
に当た
るとき
は、翌
日の翌
日)

目 次

◇告 示 地域森林計画の変更予定(林務課)
地域森林計画の決定予定()

告 示

鳥取県告示第八百五号

森林法等の一部を改正する法律(平成十年法律第三百三十九号)附則第二条第一項の規定に基づき、千代川森林計画区及び日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

千代川森林計画区及び日野川森林計画区
の地域森林計画の変更に係る計画書の案及び計画図の案

二 縦覧に供する期間

平成十年十二月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取、八頭、米子、日野地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第八百六号

森林法等の一部を改正する法律(平成十年法律第三百三十九号)附則第二条第二項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

二 縦覧に供する期間

平成十年十二月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び倉吉地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)